

六日町駅前通商店街及び周辺地域の賑わい創出事業業務委託仕様書

1 業務名

六日町駅前通商店街及び周辺地域の賑わい創出事業

2 目的

六日町駅前通商店街及び直江兼続公伝世館周辺において、イルミネーションやかまくら等を活用した景観演出、イベントの実施及びモデルコースの造成を行うことで、回遊性の向上及び滞在時間の延長を図り、観光客の誘客及び地元住民の交流を促進し、新たな目的地及び地域の風物詩を創出することを目的とする。

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(1) 六日町駅前通商店街イルミネーション事業

令和8年11月1日～令和9年3月31日（撤去期間を含む）

令和8年11月は、夏季イルミネーションとして設置された既存設備を活用して点灯することを基本とし、冬季イルミネーションの本格的な装飾等については、契約締結後の準備期間を考慮して12月初旬から3月下旬まで実施すること

(2) 直江兼続公伝世館及び銭淵公園誘客事業

令和8年度冬季（受託者の提案による）

なお、(1)(2)とも、イルミネーション等点灯時間は、日没～午後10時とする。

4 業務実施場所

(1) 六日町駅前通商店街イルミネーション事業

六日町駅東口及び六日町駅前通り商店街周辺

(2) 直江兼続公伝世館及び銭淵公園誘客事業

直江兼続公伝世館及び銭淵公園周辺

(3) その他

受託者が提案し、委託者が認める場所

詳細は、別紙1「想定取付範囲及び分電盤参考図」のとおり

5 業務内容

受託者は、以下の業務を行う。

なお、委託者及び受託者の役割分担は別紙2「役割分担表」のとおり

(1) 六日町駅前通商店街イルミネーション事業

ア イルミネーションデザイン・企画・設置

- (ア)六日町駅前通商店街で、イルミネーションによる景観演出を企画し、設計及び設置を行うこと
- (イ)夏季イルミネーションとして既に設置している設備は、撤去及び再設置を行わず、継続して点灯することを基本とする。当設備の詳細は、別紙3「既存ライト参考資料」を参照すること。なお、継続使用する設備の範囲、維持管理及び引継ぎ方法については、委託者、夏季イルミネーションの受託者及び冬季イルミネーションの受託者で協議すること
- (ウ)既存設備以外に電球等を使用する場合は、環境への配慮から、原則としてLED電球を使用すること
- (エ)点灯式等のイベントにおける一斉点灯等の演出を行う場合は、その演出を考慮した設計とすること

イ イルミネーション点灯期間のイベントの企画・運営

- (ア)商店街への来訪及び回遊を促進するイベントを企画・実施すること
- (イ)内容及び回数は提案による。ただし、複数回企画すること
- (ウ)イベント実施に必要な関係者との調整、キッチンカー等の出店者の募集・調整、会場設営、運営及び撤去を行うこと
- (エ)イベント実施に必要な警備計画を作成し、交通規制区間及び周辺道路で来場者及び車両の安全確保を最優先とした交通誘導を実施すること
- (オ)飲食物の提供を実施する場合、その食材費、飲食物購入費その他これらに類する経費は、委託料に含めないこと。ただし、飲食物を提供するキッチンカー等の出店者の募集、出店調整その他出店に必要な連絡調整等に係る経費は、この限りでない

(2) 直江兼続公伝世館及び銭淵公園誘客事業

ア かまくら設置運営

- (ア)直江兼続公伝世館及び銭淵公園周辺で、かまくらの設置（5基程度）、維持管理及び撤去を行うこと
- (イ)かまくらの設置及び運営に当たっては、来場者等の安全性を十分に確保すること
- (ウ)かまくらを活用した休憩空間の創出、雪景色散策アクティビティなどの体験コンテンツの提供その他、銭淵公園内の回遊性及び滞在性の向上につながる企画を実施すること
- (エ)飲食物の提供を実施する場合、その食材費、飲食物購入費その他これらに類する経費は、委託料に含めないこと。ただし、飲食物を提供するキッチンカー等

の出店者の募集、出店調整その他出店に必要な連絡調整等に係る経費は、この限りでない

イ イルミネーション企画・設置

- (ア)直江兼続公伝世館及び銭淵公園周辺へのイルミネーション等の設置は必須とする
- (イ)六日町大橋から直江兼続公伝世館までの動線上にある国道 291 号沿線へのイルミネーション等の設置は必須としない。ただし、設置を提案する場合は、関係機関への許可申請の必要性及び許可取得の見込み、設置場所の安全性、施工性、費用等を十分に検討し、実現可能性を踏まえた提案とすること
- (ウ)直江兼続公伝世館は、令和 8 年 12 月にカフェとしてリニューアルされる予定である。カフェの詳細な仕様、内装その他の事項については、現時点では未定であるが、外観は現状を基本とする予定である。これらを踏まえ、カフェとの相乗効果が期待できる誘客・回遊促進の提案を行うこと
- (エ)設置及び運営に当たっては、かまくらを含めて来場者等の安全性を十分に確保するとともに、池その他の水域への転落等の危険性を考慮し、設置場所、動線、照明その他必要な安全対策を講じること

ウ モデルコース造成

- (ア)坂戸山、温泉施設等の地域資源を活用したグリーンシーズン用の観光モデルコースを造成し、情報発信を行うこと
- (イ)モデルコースの内容、数、情報発信媒体等は提案による
- (ウ)グリーンシーズンの周遊観光促進につながる内容とすること

(3) 共通事項

ア 企画及び設計

- (ア)南魚沼市の独自性を広くアピールでき、話題性のあるデザインとすること
- (イ)SNS 等での発信を促すフォトスポット等、観光客及び地域住民の誘客につながる仕掛けを設けること
- (ウ)著作権等に配慮し、利用申請等の手続きが必要な著作物については、受託者が申請すること
- (エ)装飾の設置箇所がわかる設計図（平面図等）を作成し、委託者へ提出すること
- (オ)設置前に既設電源設備の利用可否を確認し、安全な運用計画を作成すること。
なお、別紙 1「想定取付範囲及び分電盤参考図」を確認の上、現地確認を行うこと
- (カ)原則として、六日町駅前通商店街アーケード、直江兼続公伝世館及び銭淵公園

周辺の既電源設備からの給電で対応可能な設計及び設置とすること。これによらない場合は、拡張する給電設備について提案に含めること。また、この場合でも設備及び電力申請について別に定める委託料の上限を超えないこと

(キ)既設音響設備の利用を想定する場合は、事前に動作確認を行うこと

(ク)30代を中心とする子育て世帯（親子連れ）を主なターゲットの一つとして想定し、そのターゲットを踏まえた魅力的な空間及び体験の創出を図ること

イ 関係機関との協議及び許認可

(ア)道路占用許可、道路使用許可その他本業務の実施に必要な許認可については、委託者名義による申請が必要な場合を除き、受託者において関係機関との協議及び申請手続きを行うこと。なお、委託者名義による申請が必要な場合は、受託者は申請書類の作成、関係機関との協議及び必要資料の作成等を行い、委託者は申請主体として協力する。これらに要する経費は、法令等により委託者が負担すべきものを除き、委託料に含むこと

(イ)既存電源設備を利用する場合は、施設管理者等と協議の上、必要に応じて覚書その他必要な手続きを行うこと。電気料金その他設備利用に伴い発生する費用は受託者の負担とし、委託料に含むものとする

ウ 広報及び情報発信

(ア)SNS、ポスター、チラシ等の媒体を活用し、誘客及び回遊促進につながる情報発信を行うこと

(イ)必要に応じて新聞、テレビ等の地元メディアへの情報提供を行うこと

(ウ)本業務において開設又は運営したSNSアカウント、当該アカウントのフォロワー情報、投稿データその他これに付随する運営上の権利については、業務完了時に委託者の指示に従い引き継ぐこと

(エ)別途実施する「六日町駅前通商店街及び周辺地域の誘客プロモーション事業」の受託者と連携し、本業務に係る写真、動画、イベント情報、イルミネーションの設置状況その他プロモーションに必要な情報・素材の提供等について協力し、当該協力に係る経費は、本業務の委託料に含むものとする。

エ 維持管理及び安全対策

(ア)イルミネーション等の設置及び撤去作業に当たって、周辺店舗及びその利用者や通行車両、歩行者及び作業員の安全確保を徹底すること

(イ)点灯期間中におけるイルミネーション等の設備の維持管理を行うこと

(ウ)点灯期間中、不具合、破損等が発生した場合、必要な人員体制を取り、速やかに補修、修繕を行うこと

- (エ) 強風、豪雨その他の荒天が予想される場合は、随時点検を行うなど、危機管理及び安全確保に努めること
- (オ) イベント実施の際は、荒天時の対応方針を事前に定めること
- (カ) 装飾や配線等の設置物は、歩行者や通行車両、交通標識等の妨げにならないように十分配慮すること。また、配線、電源等の防水対策を行い漏電が発生しないよう注意すること
- (キ) 装飾を用いる場合は、風による音が周辺店舗及び住民に著しい影響を与えないよう配慮し、強風等による飛散、落下及び破損防止対策を講じること
- (ク) 歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止に配慮すること
- (ケ) 本業務で使用する設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて必要な保険に加入すること

オ 撤去及び原状回復

- (ア) 実施期間終了後、夏季設置分を含む全てのイルミネーション等を速やかに撤去し、設置場所の原状回復作業をすること
- (イ) 撤去に伴い発生した不要物は、受託者側が分別、運搬、処分をすること

カ 業務運営管理

- (ア) 装飾期間、点灯期間、イベント実施時期及び業務全体のスケジュールは、業務目的を踏まえ、誘客効果及び回遊促進効果が最大化されるよう提案すること
- (イ) 業務全体のスケジュールが決まり次第、委託者に説明すること。また、変更となる場合は、その都度説明をすること
- (ウ) 本業務の実施に当たり、再委託、資材調達その他必要な業務については、地域経済への波及効果に配慮し、南魚沼市内事業者の活用にも努めること

キ 効果検証

- (ア) 業務の実施状況、SNS等の発信実績その他効果検証に必要なデータを収集し、事業効果を分析の上、報告書に取りまとめること

6 本業務完了後に提出する成果物

受託者は、本業務の完了後、速やかに次の成果物を提出すること

- (1) 業務履行届 1 部
- (2) 業務実績報告書 1 部
- (3) 各種図面（制作図、平面図等）
- (4) 各種写真（設置前、設置作業中、設置作業後、撤去後等）

- (5) (2) (3) (4) のデータを収めた CD-R 又は DVD などのメディア 1 枚
- (6) 帰属品一覧表
- (7) 広報実績 (SNS・チラシ等)
- (8) イベント実施報告書
- (9) モデルコース紹介資料、掲載用データ
- (10) 各種広報素材データ

7 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること
- (2) 本業務におけるイルミネーション等のデザインや企画などに関する著作権及びその他無形財産権は南魚沼市に帰属する
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守すること
- (4) 受託者は、本仕様書に定めがない事項であっても、本業務に関して必要と判断するのは、委託者と受託者の協議の上、委託料の範囲内で実施すること
- (5) 受託者は、商店街アーケード及び周辺施設の管理者と十分協議し、営業活動に支障を及ぼさないよう配慮すること

8 その他

- (1) この仕様書に明記されていない細部の事項は、南魚沼市財務規則（平成 19 年南魚沼市規則第 4 号）、南魚沼市委託契約約款（平成 21 年南魚沼市告示第 8 号）及び本市の指示に従う
- (2) 業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、両者が協議して解決する